



島根県報

平成17年 6月14日 (火)
第 1,683 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|----------------------------|---------------|---|
| 生活保護法の規定による介護機関の指定 | (地 域 福 祉 課) | 1 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 | (") | 2 |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (高 齢 者 福 祉 課) | 2 |
| 土地改良区の役員の退任 | (農 村 整 備 課) | 2 |
| 土地収用法の規定に基づく事業の認定 | (用 地 対 策 課) | 3 |
| 公有水面埋立権承継の届出 | (河 川 課) | 4 |

公 告

| | | |
|-----------------------|-------------|---|
| 開発行為に関する工事の完了 (2 件) | (都 市 計 画 課) | 4 |
|-----------------------|-------------|---|

選管告示

| | | |
|---|--|---|
| 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 | | 5 |
|---|--|---|

公安告示

| | | |
|-----------------|-----------|---|
| 交通誘導警備 2 級検定の実施 | (警 察 本 部) | 6 |
|-----------------|-----------|---|

告 示

島根県告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 6月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 実施する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------------|--------------|--------------|------------------------------|----------------------------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会 | 出雲市今市町543番地 | 通所介護 | 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会平田支所通所介護事業所 | 出雲市平田町2112 - 1 平田福祉館 | 平成17年 4月1日 |
| 社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会 | 出雲市今市町543番地 | 訪問介護 | 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会平田支所訪問介護事業所 | 出雲市平田町2112 - 1 平田福祉館 | 平成17年 4月1日 |
| 日本海観光株式会社 | 松江市寺町198番地57 | 認知症対応型共同生活介護 | グループホーム敬愛苑 | 松江市寺町198 - 57 ポートピア松江ビル 4階 | 平成17年 5月31日 |
| 特定非営利活動法人 エプロンの会 | 安来市安来町1576 | 居宅介護支援事業 | エプロンの会 | 安来市安来町1576 | 平成17年 6月1日 |

| | | | | | |
|---------------------|------------|------|--------|------------|---------------|
| 特定非営利活動法人 エプロンの会 | 安来市安来町1576 | 訪問介護 | エプロンの会 | 安来市安来町1576 | 平成17年 6月1日 |
|---------------------|------------|------|--------|------------|---------------|

島根県告示第718号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年6月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 廃止する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | 廃止年月日 |
|-----------------------------|-------------|--------|------------------------------|--------------------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会 | 出雲市今市町543番地 | 通所介護 | 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会平田支所通所介護事業所 | 出雲市平田町2112-1 平田福祉館 | 平成17年 3月31日 |
| 社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会 | 出雲市今市町543番地 | 訪問介護 | 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会平田支所訪問介護事業所 | 出雲市平田町2112-1 平田福祉館 | 平成17年 3月31日 |

島根県告示第719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年6月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|------------|--------|--------------|----------------|---------------|
| 有限会社 百年くらぶ | 通所介護 | デイサービス七色館・雪見 | 大田市大田町大田イ376-1 | 平成17年 6月3日 |

島根県告示第720号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年6月14日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事

松本 修司 松江市西法吉町18番11号

島根県告示第721号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年 6 月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

社会福祉法人 親和会

2 事業の種類

知的障害者自活訓練施設等整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市神西沖町字蛇島地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

知的障害者自活訓練施設等整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第 3 条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人 親和会は、自己資金により財源措置を講じているので、法第20条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について

ア 本件事業は、知的障害者の自立訓練棟、グループホーム・ケアホーム及び地域生活支援センターの建設を目的とするものであり、本件事業を施行することにより得られる利益は、相当程度存するものと考えられる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会が平成16年10月に発表した「今後の障害保健福祉施策について」（ランドデザイン案）に沿って、知的障害者の自立訓練棟、グループホーム・ケアホーム及び地域生活支援センターを建設することにより、身体・精神・知的の三障害者の地域生活への移行、社会参加の推進を図ることを目的とするものである。

ランドデザイン案では、重度・最重度の障害者については、今までどおり施設入所支援を可能としつつ、中軽度の障害者については、個別給付事業のケアホームとグループホーム、地域生活支援事業の福祉ホームと居住サポート事業で対応することとしているが、起業者が運営する「授産施設ふたば園」は、昭和58年の開設であり、現在の施設ではランドデザイン案の提唱するこれらのサービスを提供することは困難な状況にあることから、本件事業を早急に実施する必要性が認められる。

次に、本件事業に係る起業地は、本件事業の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、本件事業に係る起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないもので、本件

事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所

島根県告示第722号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第20条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立権承継の届出があったので、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第24条の規定により告示する。

平成17年6月14日

島根県知事 澄田信義

1 承継年月日

平成17年3月31日

2 埋立権の承継人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 承継人 松江市 島根県松江市末次町86番地

(2) 代表者 松江市長職務執行者 門脇康雄 島根県松江市末次町86番地

3 埋立権の被承継人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 被承継人 美保関町 島根県八束郡美保関町大字片江993番地2

(2) 代表者 美保関町長 作野律雄 島根県八束郡美保関町大字片江993番地2

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成16年2月27日 島根県告示第201号

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月14日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

出雲市古志町1928番地2 ほか24筆

面積 14,952.70平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市今市町109番地1

出雲市長 西尾理弘

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
出雲市国富町1310番地 9 ほか18筆
面積 3,945.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
出雲市国富町1480番地
金山自治会長 桑原政雄

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成17年 6月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 12,138 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 167,811 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 八束第一選挙区 | 6,596 |
| 八束第二選挙区 | 5,645 |
| 八束第三選挙区 | 4,298 |
| 能義選挙区 | 3,992 |
| 仁多選挙区 | 4,472 |
| 大原選挙区 | 8,578 |
| 飯石選挙区 | 5,747 |
| 簸川第一選挙区 | 7,328 |
| 簸川第二選挙区 | 3,906 |
| 簸川第三選挙区 | 4,412 |
| 邑智選挙区 | 7,764 |
| 那賀選挙区 | 4,937 |
| 鹿足選挙区 | 4,832 |
| 隠岐選挙区 | 6,716 |
| 松江選挙区 | 39,271 |
| 浜田選挙区 | 12,146 |
| 出雲選挙区 | 23,098 |
| 益田・美濃選挙区 | 14,329 |
| 大田・邇摩選挙区 | 11,546 |

| | |
|-------|-------|
| 安来選挙区 | 8,211 |
| 江津選挙区 | 6,645 |
| 平田選挙区 | 7,831 |

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
- 167,811

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第54号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第11条の2に規定する警備員等の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第4条の規定により告示する。

平成17年6月14日

島根県公安委員会委員長 増原久子

1 実施する検定の種別及び級の区分

交通誘導警備2級

2 実施日時

平成17年9月16日(金)午前9時から午後5時まで

3 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

4 受検定員

55人

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

6 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に所属している警備員
- (3) 次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。

ア 法第3条第1号から第6号までのいずれかに該当する者

イ 検定規則第11条第1項第2号又は第3号に該当することにより検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して3年を経過しない者

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成17年7月25日(月)から平成17年8月5日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出先

住所地（検定申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（正副 2 通）

イ 添付書類（正副 2 通）

(ア) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

(イ) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に所属している警備員にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 法第 3 条第 1 号に掲げる者に該当しない旨の法務局の登記事項証明書及び市町村の長の証明書

(エ) 法第 3 条第 6 号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

(オ) 法第 3 条第 1 号から第 6 号までに掲げる者及び検定規則第11条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより検定の合格を取り消され、当該取消しの日から起算して 3 年を経過しない者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(カ) 申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 2 葉

8 受験票

受験票は、郵送により交付するので、受験当日必ず持参すること。

9 検定手数料

(1) 検定手数料は、22,000円とする。

(2) 手数料は、検定申請書の提出時に当該金額に相当する島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、手数料は、検定申請書を受け付けた後において申請を取り消し、又は検定試験を受けなかった場合でも還付しない。

10 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 26 0110 内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

